



ウィンターキャンペーン

定期貯金 2024

—キャンペーン期間—
令和6年12月2日(月)
▼
令和7年1月31日(金)

適用利率

募集金額100億円

0.3%

お預入れ条件

■新規1口

10万円以上

■組合員または
組合員家族

※新たに組合員にご加入
いただける方を含む

税引後

年0.239055%

お預入れ期間

1年(自動継続)

お預入れ方法

窓口での一括預入

対象商品

スーパー定期貯金

※初回満期日以降は店頭金利となります。※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、取扱いを中止することがあります。※お一人様1,000万円を上限とさせていただきます。※ATM、インターネットバンキングではお取扱いいたしません。※スーパー定期貯金の商品内容については、当JAホームページに掲載している商品概要説明書をご確認ください。※組合員加入のためには出資が必要となります。※中途解約された場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。※募集金額に達し次第、締め切ります。

ご注意

詳しくは、下記取扱店舗へお問い合わせください。



JA 徳島県

【本店】
徳島市北佐古一番町5-12
JA会館3F

☎088-634-2570
(金融部)

板野支店 ☎088-672-1181
阿波支店 ☎088-695-2356
神山支店 ☎088-676-1144
桑野支店 ☎0884-26-0341
福井支店 ☎0884-34-2031
美波支店 ☎0884-77-1266
麻植東部支店 ☎0883-24-1137
美馬支店 ☎0883-63-3181

藍住支店 ☎088-692-2231
上板支店 ☎088-694-2717
鳴門支店 ☎088-689-1115
阿南支店 ☎0884-22-1410
相生支店 ☎0884-62-0034
あわ市支店 ☎0883-35-5138
麻植西部支店 ☎0883-42-6666
三加茂支店 ☎0883-82-2326

北島支店 ☎088-698-2511
名西支店 ☎088-674-2124
うずしお支店 ☎088-685-2171
上中支店 ☎0884-22-0782
海陽支店 ☎0884-73-1216
市場支店 ☎0883-36-2113
脇町支店 ☎0883-53-7223
池田支店 ☎0883-72-0139

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞JA徳島県合併記念第3弾ウィンターキャンペーン定期貯金

(令和6年12月2日現在)

商品名 (愛称)	<ul style="list-style-type: none"> スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：合併記念第3弾ウィンターキャンペーン定期貯金
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人のみ（新規ご契約の組合員・組合員家族）
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定型方式 1年 自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 一括預入 10万円以上1,000万円以内 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 満期日以後に一括して払い戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> 預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 満期日以後に一括して支払います。 付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 金利は店頭のコピーボードに表示しています。
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 自動継続扱いのものは総合口座の担保に組み入れることができます。（貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 個人のお客様は通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50%
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> 保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：088-634-2570）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 愛媛弁護士会（電話：089-941-6279） 民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）</p>

その他参考となる
事項

・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A徳島県